

IC カード付則

ゴルフプラザ神戸

第1条（総則）

本付則はゴルフプラザ神戸（以下「当練習場」といいます）における IC カード利用規約における IC カード(以下「本カード」といいます)に付帯するポイントサービスの利用方法等に関して基本的事項を定めるものです。

2. 本付則に別段の定めがない事項については、当練習場 IC カード利用規約（以下「原規約」といいます）が適用されるものとします。
3. 本付則において使用する用語の意義は、本付則において特に定めがない限り、本付則においても同意義とします。

第2条（適用関係）

本付則は、本カード及び第5条に規定する累積ポイントを利用者が使用するにあたり、当練習場と利用者とのすべての関係に適用されるものとします。

第3条（ポイントの付与）

当練習場は、本付則及び当練習場が別途定める方法、条件により、利用者に対して、ポイントが付与するものとします。

第4条（ポイントの累積による特典）

利用者は、累積されたポイント（以下「累積ポイント」といいます）を、当該累積ポイントと引き換えに当練習場が別途定めるサービスの支払いに充当することができるものとします。

第5条（累積ポイント数の照会）

利用者は、累積ポイント数を当練習場のフロント及び当練習場に設置してある入金機にて確認することができるものとします。

第6条（累積ポイントの有効期間）

獲得したポイントは、利用者が当練習場で打席料及び練習ボール代を IC カードにて決済した最終日の翌日を起算日として、6ヶ月間有効です。

第7条（ポイントの抹消、ポイント付与の拒否）

1. 利用者が代金の全部又は一部の返還を受けた場合、理由の如何にかかわらず、当練習場は、当該代金の返還時に当該代金支払いに対して付与したポイントを抹消することができるものとします。
2. 当練習場は、利用者が当練習場の利用約款、原規約、本付則、当練習場の会員規約その他諸規則を遵守していないと認めた場合、利用者へのポイント付与を拒否もしくは保留し、又は累積したポイントを取り消すことができるものとします。

第8条（禁止事項）

利用者は、次の行為をしてはならないものとします。

- ①ポイントを第三者に譲渡又は貸与し、もしくは担保に供すること。
- ②ポイントを利用者間で合算すること、あるいは共有すること。

第9条（公租公課の負担）

本付則に基づき還元されたサービス又は商品に対して公租公課が課せられた場合、当該公租公課は利用者が負担するものとします。

第10条（本付則の変更・廃止）

当練習場は、当練習場が必要と認めたときは、利用者への事前予告なく、本付則の内容等を変更又は廃止できるものとし、この場合、利用者は当練習場が本付則の内容等の変更又は廃止を通知又は公表した時点で、本付則の内容等の変更を承認したとみなされることに異議なく承諾するものとします。

2. 当練習場は、利用者への事前予告なしに、本ポイントの付与及び本カードの利用の全部又は一部を休止することができるものとします。

以上

本付則は、2022年10月1日より施行します。